

「新型コロナウイルス」  
ワクチン接種

# 「個別接種促進のための支援事業」詳細示される

## 「支援事業」は大阪府へ 「時間外・休日」は市町村へ請求

6月23日に厚労省は事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」を発出し、その概要について『大阪保険医新聞7月5日号』で報道しました。しかし、その時点では「個別接種促進のための支援事業」に関しては各都道府県に請求となっていたものの詳細は未定のままとなっていました。

この「個別接種促進のための支援事業」の内容について、大阪府は7月30日に受付開始を通知し詳細を開示しましたので、提出先等を報道します。また、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種」の請求は各市町村ですが、情報を整理したうえで併せて報道します。

事業名称	個別接種促進のための支援事業（診療所分のみ掲載）	（参考）時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ
請求先	「 <u>都道府県</u> 」（医療機関所在地。被接種者の居住地によりません）	「 <u>市町村</u> 」（医療機関所在地。被接種者の居住地によりません）
請求額	<p><b>A</b>：「週100回以上」の接種を「対象期間中に4週間以上」行った場合に、「週100回以上」の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円</p> <p><b>B</b>：「週150回以上」の接種を「対象期間中に4週間以上」行った場合に、「週150回以上」の接種をした週における接種回数に対して回数当たり3,000円</p> <p><b>C</b>：「50回以上/日」の接種を対象期間中に行った場合には、1日当たり定額で10万円</p> <p>※上記は診療所の場合。病院に関しては接種体制に関わる加算等が別途設けられていますのでご注意ください。</p> <p>※<b>C</b>は、<b>A</b>または<b>B</b>と重複して請求はできません。</p> <p>※VRSの接種記録と突合される予定です。</p>	<p>◎時間外： 730円×予診実施回数+消費税（10%）</p> <p>◎休日： 2,130円×予診実施回数+消費税（10%）</p> <p>※予診の結果、接種をしなかった（「予診のみ」で請求した）場合も、接種費用の請求と整合性が取れていることを前提に上記回数に含めることが可能です。</p> <p>※整合性はVRSの接種記録等で確認が行われる予定です。</p>
対象期間	<p>◎令和3年5月9日から7月31日の分を第1期分として一括して取りまとめた上で、実績に基づき<u>9月6日（月）</u>までに請求します。</p> <p>※第2期は令和3年8月1日～9月30日の期間中。請求受付期間は10月1日から10月29日まで</p> <p>※第3期は令和3年10月1日～11月30日の期間中。請求受付期間は12月1日から12月28日まで</p> <p>※第2期及び第3期の内容は変更となる可能性があります</p>	<p>◎令和3年4月1日から7月31日の分を一括して取りまとめた上で、実績に基づき<u>8月31日（火）</u>までに請求します。</p> <p>※8月以降の期間等の詳細については、別途示される予定です</p> <p>※自治体により変更となる可能性があります</p>
備考	<p>回週の考え方は暦週として「日曜日から土曜日まで」。</p> <p>回同一の週を「週100回以上」及び「週150回以上」として重複はしません。</p> <p>回「150回以上接種した週」を「100回以上接種した週」に変更して計算を行う事は可能です。</p> <p>回【請求額】の<b>A</b>及び<b>B</b>の「4週間以上」とは連続している必要はありません。</p> <p>回【請求額】の<b>C</b>は、<b>A</b>または<b>B</b>の要件を満たさない週に属する日に限ります。</p> <p>回100回以上の接種を行った週に関して【請求額】の<b>A</b>または<b>B</b>の計算にカウントしない場合、<b>C</b>の基準を満たしていれば<b>C</b>の請求を行うことが可能です。</p> <p>回「時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せ」とは異なり「接種回数により算定」します。そのため、「予診のみ」は含みません。また、消費税も反映しません。</p>	<p>回【休日の定義】以下の3つの場合です。</p> <p>①：日曜日</p> <p>②：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する国民の祝日</p> <p>③：上記①、②以外で、平素から当該医療機関が定めている診療時間において終日、診療時間が割り当てられていない日</p> <p>※上記①、②に関しては、診療時間を割り当てている場合においても、終日休日とみなされます。</p> <p>回【時間外の定義】 休日以外の日で、平素から当該医療機関が定めている診療時間（看板等に掲げているもの）以外の時間。</p> <p>※上記備考の他、自治体により条件等が異なる可能性がありますので、医療機関が所在する自治体にご確認ください。</p>
提出書式	実績報告書（様式1）及び請求書（様式2） ※厚労省の様式に府が独自項目を追加しているため、府の様式にて申請してください	請求書（様式1）及び実績報告書（様式2） ※自治体により変更となる可能性があります。
書式の入手先	◎HP「大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金」からダウンロード <a href="https://www.hot-link.jp/index.php/osaka-vaccine-kyuhukin">https://www.hot-link.jp/index.php/osaka-vaccine-kyuhukin</a>	◎医療機関が所在する市町村によって異なりますので、所在の自治体にご確認ください
請求書などの提出先	◎大阪府の場合は以下となります。 【Web】 <a href="https://www.hot-link.jp/index.php/osaka-vaccine-kyuhukin">https://www.hot-link.jp/index.php/osaka-vaccine-kyuhukin</a> 【郵送】 〒530-0051 大阪市北区太融寺町3-24 日本生命梅田第二ビル8階 大阪府新型コロナウイルスワクチン接種促進協力金事務局あて	◎医療機関が所在する市町村（被接種者の居住地によりません）。 ※医療機関が所在する自治体にご確認ください
お問い合わせ	◎接種促進協力金コールセンター TEL：06-6191-0608 受付時間：月～金（11:00～19:00） ※祝日及び年末年始を除く	◎医療機関が所在する市町村の担当窓口 ※医療機関が所在する自治体にご確認ください

上記は、7月30日発出の大阪府の情報及び、5月25日・6月18日・6月23日に示された厚労省事務連絡に基づいており、変更となる可能性があります